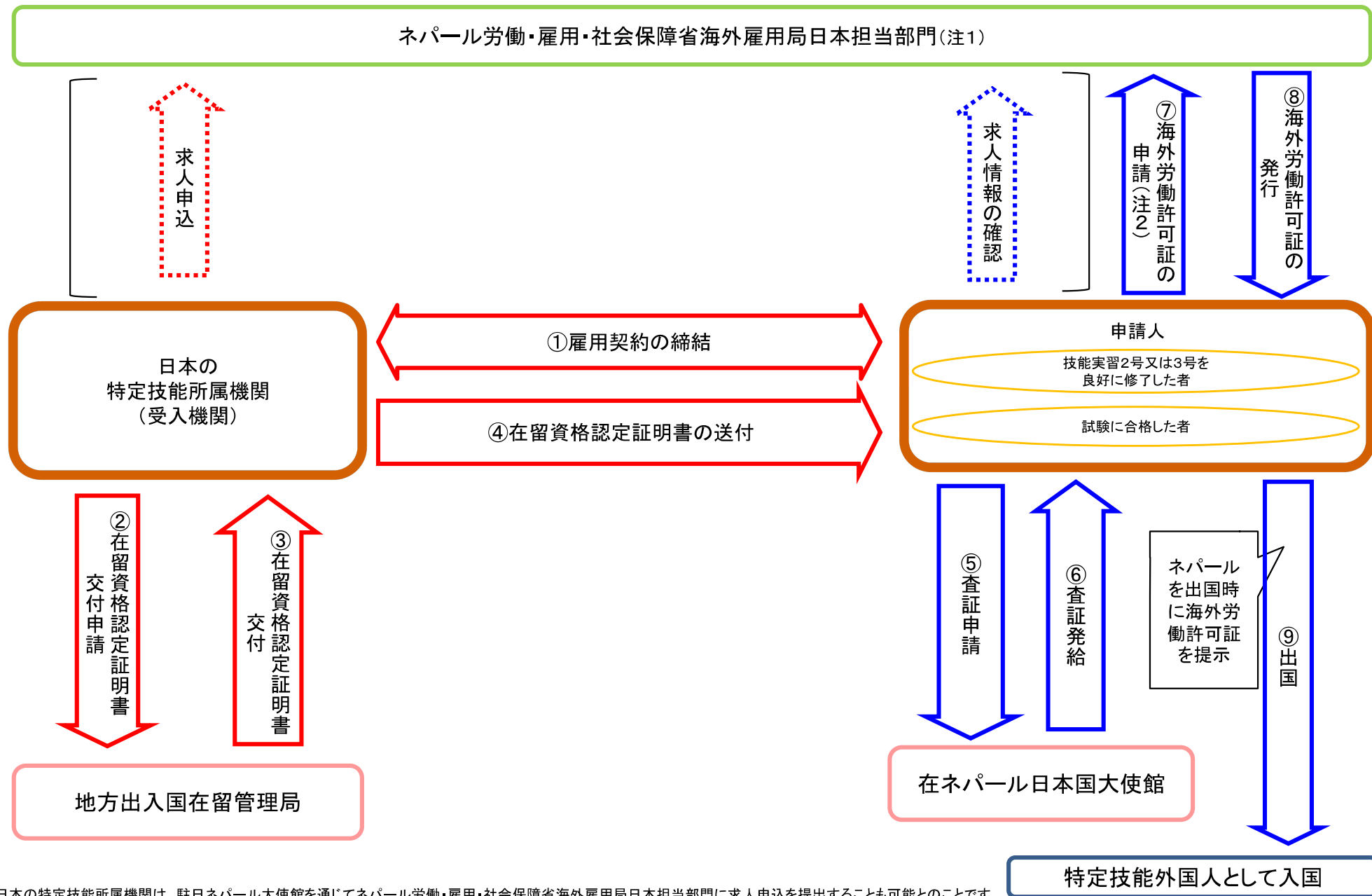


ネパール特定技能外国人に係る手続の流れについて

○ネパールから新たに受け入れる場合



(注1) 日本の特定技能所属機関は、駐日ネパール大使館を通じてネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に求人申込を提出することも可能とのことです。

その場合、提出された求人は、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門により求職者に開示されるとのことです。

(注2) 査証を取得後、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門から海外労働許可証を取得するとのことです。

(注3) 在留資格「特定技能」への変更が認められた後、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)によりネパールに一時帰国した際に、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に申請し、海外労働許可証を取得するとのことです。

④～⑥は、ネパール特定技能外国人が一時帰国し、再度入国する場合に必要な手続で、日本に在留している場合は必要ありません。

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>